

○停止処分者講習実施規程

北海道警察本部告示第88号

平成10年9月29日

改正 平成11年3月12日北海道警察本部告示第17号、14年5月31日98号、17年1月21日11号、17年5月31日76号、17年9月2日133号、19年6月1日70号、22年10月29日375号、24年10月2日360号、25年11月1日373号、28年3月18日144号、28年3月29日156号、29年3月10日140号、30年3月16日142号、令和3年3月30日第178号、令和4年5月13日245号

停止処分者講習実施規程を次のように定める。

停止処分者講習実施規程

停止処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4章の規定による停止処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表1の停止処分者講習実施基準に従い実施するものとする。

2 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による診断と指導」という。）は、普通自動車にあつては別表2の四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点に、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車（以下「二輪車」という。）にあつては別表3の二輪車のコース設定の基準と診断の着眼点及び別表4の二輪車技能診断課題設定の基準に基づき行うものとする。

（講習の実施時間及び実施日の設定）

第3条 講習の実施時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 短期講習は、6時間を1日で行うものとする。
 - (2) 中期講習は、10時間を2日間で行うものとし、第1日目は6時間、第2日目は4時間とする。
 - (3) 長期講習は、12時間を2日間で行うものとし、第1日目及び第2日目ともに6時間とする。
- 2 短期講習並びに中期講習及び長期講習の1日目の講習については、できるだけ受講者の受講希望日に近い時期に行うものとする。
- 3 中期講習及び長期講習の2日目の講習については、受講者に係る運転免許の効力停止等の処分の2分の1を経過する日以前に行うものとする。

（学級編成）

第4条 短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、原則として1学級9人編成として行うものとする。

- 2 長期講習においては、次に掲げる特別学級を編成し、それぞれの態様に応じた内容の講習を行うこと。
- (1) 速度学級 速度違反をしたことを理由として、運転免許の効力の停止等の行政処分を受けた受講者
 - (2) 事故・飲酒学級 交通事故又は酒酔い（酒気帯びを含む。）運転違反をしたことを理由として、運転免許の効力の停止等の行政処分を受けた受講者
 - (3) 若年者学級 年齢が25歳未満の者で、速度学級及び事故・飲酒学級に編成される以外の受講者

（講習用教材等）

第5条 講習に使用する教材等は、講習にふさわしい教本並びに交通実態、危険予測、事故事例等に関する資料及び視聴覚教材（以下「視聴覚教材等」という。）で北海道警察本部交通部長（第18条において「交通部長」という。）が指定するもの並びに運転適性検査用紙のほか、次に掲げるとおりとする。ただし、各方面の交通実態等に応じた視聴覚教材等で当該方面本部長が指定するものを使用する場合は、この限りでない。

- (1) 実車による診断と指導に使用する自動車等は、次のとおりとする。

- ア 普通自動車 マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキを備えたもの
- イ 大型自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの
- ウ 普通自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの
- エ 原動機付自転車 原則としてスクータータイプのもの

- (2) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による診断と指導」という。）に使用する運転シミュレーターは、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用とする。ただし、やむを得ない場合は、原動機付自転車用の運転シミュレーターに替えて自動二輪車用の運転シミュレーターを使用することができる。
- (3) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材の使用による診断と指導」という。）に使用する運転適性検査器材は、動体視力及び夜間視力の変化を測定する検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材とする。

（講習車両の特例等）

第6条 実車による診断と指導に使用する車両（以下「講習車両」という。）は、原則として受講者の運転免許の種類に対応する自動車等とする。ただし、講習車両以外の運転免許を保有する者にあつては、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 大型免許、中型免許又は準中型免許の保有者は、普通自動車とする。
 - (2) 大型二輪免許の保有者は、大型自動二輪車とする。ただし、大型自動二輪車がない場合等には普通自動二輪車とする。
 - (3) 大型特殊免許の保有者は、四輪車用運転シミュレーター又は原動機付自転車とする。
- 2 受講者が、身体障害者であつて自己の保有する改造車両の持込みを希望する場合は、当該車両の使用を認めるものとする。この場合において、当該受講者に対し、あらかじめ講習手数料は減額されないことを教示するものとする。
- 3 四輪車による講習において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、当該特定後写鏡等を使用することとする。
- 4 講習車両には、普通自動車にあつては車両の前後のいずれかに、二輪車にあつては車両の後方のそれぞれ見やすい位置に、標識（別記様式第1号）を表示しなければならない。

（講習方法等）

第7条 講習方法は、第2条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車等の運転について必要な適性に関する調査（筆記による検査に基づくものによる指導を除く。）については、受講者の保有する運転免許の種類に応じた自動車等の区分ごとに、1グループ1人の講習指導員（以下「指導員」という。）に対し受講者3人以内を基準として行うものとする。
- (2) 普通自動車での実車による診断と指導は、講習車両1台につき指導員1人と受講者3人の計4人が乗車し、それぞれ受講者に交替で運転させ、その診断結果に基づき個別に指導するものとする。
- (3) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。
- (4) 降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。
- (5) 北海道安全運転学校において行う短期講習における実車による指導は、当分の間、実車に替えて模擬運転装置又は運転シミュレーターを使用して行うものとする。

（受講態度の判断）

第8条 指導員は、規則第24条に規定する改善効果の評価に加味する受講態度に関し、講習中大声を発し、私語をするなどして他の受講者に迷惑となる行為又は故意に講習の進行を妨げる行為若しくは極端に受講意欲が乏しいと認められる行為があり、講習中にその者に対し当該行為

について指摘したようなときは、不良と判断するものとする。

(考査の実施方法)

第9条 考査の問題に対する解答は、考査答案用紙（別記様式第2号又は別記様式第2号の2）により行うものとする。

2 規則第25条の規定による再考査の申出があったときは、これを受けさせるものとする。ただし、再考査の再考査は行わないものとする。

(講習会場等)

第10条 規則第17条第1項に規定する講習の会場は、講習の効果及び受講者の利便を考慮して設定するものとする。

2 前項の講習会場には、その入口に北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習であることを明示する看板等を掲示するものとする。

(講習実施責任者)

第11条 講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置き、次に掲げるものをもって充てるものとする。

(1) 安全運転学校 当該安全運転学校の長

(2) 安全運転教室 当該安全運転教室で講習を行う指導員のうちから安全運転学校の長が指定する者

2 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的、かつ適切に行われるようにしなければならない。

(講習計画の承認)

第12条 規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、受託に係る講習に関し、停止処分者講習実施計画書（別記様式第3号。以下「講習計画書」という。）により、委託契約締結後速やかに、年間の講習計画を策定し、規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

2 管理者は、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長。以下「本部主管課長」という。）と協議の上、1月ごとに停止処分者講習実施細目計画書（別記様式第4号。以下「細目計画書」という。）により月間講習計画を策定し、本部主管課長に提出するものとする。

3 管理者は、前項の規定により提出した月間講習計画を変更しようとするときは、本部主管課長に速やかに細目計画書により変更の報告をしなければならない。

4 管理者は、安全運転教室に係る第2項の講習計画を策定するに当たっては、講習会場を管轄する警察署長と調整を行うものとする。

(講習手続等)

第13条 本部主管課長、警察署長（以下「主管課長等」という。）又は管理者は、講習を受けようとする者から受講の申出があったときは、規則第26条第1項に規定する停止処分者講習申出書に講習手数料として講習区分ごとに所要の北海道収入証紙を貼付させて受け付けるものとする。

2 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した者で、変更した後の公安委員会の管轄区域において講習を受けようとする者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出をした後でなければ当該講習を受けることができないものとする。ただし、住所の変更に至らない滞在者でやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。

3 主管課長等は講習申出者に規則第26条第2項に規定する停止処分者講習指定書を交付するとともに、当該停止処分者講習指定書及び道路交通法施行規則第30条の4の規定による運転免許停止処分書を講習日に講習会場において警察職員に提出することを教示するものとする。

4 主管課長等又は管理者は、講習の受付後に停止処分者講習受講者名簿（別記様式第5号）を3部作成し、講習日までに講習会場の責任者に送付するものとする。

(受講者の確認)

第14条 指導員は、講習の出席状況を確認するため、講習の開始時に停止処分者講習受講者名簿により点呼を実施し、欠講者のあるときは、その旨を付記するものとする。

(警察職員に対する引継ぎ)

第15条 指導員は、講習終了後速やかに、次に掲げる事項を講習会場において警察職員に引き継ぐものとする。

- (1) 各警察署別の受講人員及び欠講者があるときはその氏名
- (2) 講習態度が不良であった者、その具体的状況、当該講習に与えた影響及び指導員の講じた措置
- (3) その他講習中における特異事項

2 前項による引継ぎを受けた警察職員は、速やかに該当する事項について関係警察署長（札幌市内の警察署長を除く。）に連絡するものとする。

(事故防止)

第16条 指導員は、実車による診断と指導を実施する場合は、講習車両の運行前の点検を励行するとともに、普通自動車の運転者及び同乗者に座席ベルトを装着させ、二輪車の運転者にはヘルメット、手袋等を確実に着用させるなど、講習の実施に係る事故の未然防止に努めなければならない。

2 指導員は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の発生日時及び場所、負傷者の数及び負傷の程度並びに事故の状況を管理者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた管理者は、速やかにその内容を本部主管課長に報告しなければならない。

(委託する事務の範囲)

第17条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習の実施に必要な施設、教材等の提供
- (2) 指導員の確保
- (3) 講習の受付
- (4) 講習の実施
- (5) 受講者に対する講習済証の作成、交付
- (6) 前各号の事務に付随する事務

(結果報告)

第18条 警察署長は、その月の停止処分執行状況及び受講結果を停止処分執行及び受講結果報告書（別記様式第6号）により、翌月10日までに交通部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長に）報告しなければならない。

2 管理者は、日ごとの講習の実施結果を停止処分者講習日別結果報告書（別記様式第6号の2）により、速やかに交通部長に（札幌方面以外の方面の講習会場で実施した講習の結果については、当該方面本部長に。次項において同じ。）報告しなければならない。

3 管理者は、各月ごとの講習の実施結果を次に掲げる報告書により、翌月10日までに交通部長に報告しなければならない。

- (1) 停止処分者講習実施結果報告書（別記様式第7号）
- (2) 教室別講習実施結果報告書（別記様式第8号）
- (3) 警察署別講習実施結果報告書（別記様式第9号）
- (4) 考査成績報告書（別記様式第10号）
- (5) 停止処分者講習運転適性診断実施状況報告書（別記様式第11号）
- (6) 停止処分者講習運転適性診断実施結果報告書（別記様式第12号）

(簿冊の備付)

第19条 受託者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 細目計画書
- (3) 停止処分者講習業務日誌（別記様式第13号）
- (4) 講習指導員名簿（別記様式第14号）
- (5) その他委託に関する関係書類

2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年北海道警察本部告示第17号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年北海道警察本部告示第98号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成17年北海道警察本部告示第11号）

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成17年北海道警察本部告示第76号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年北海道警察本部告示第133号）

この規程は、平成17年9月2日から施行する。

附 則（平成19年北海道警察本部告示第70号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成22年北海道警察本部告示第375号）

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

附 則（平成24年北海道警察本部告示第360号）

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

附 則（平成25年北海道警察本部告示第373号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年北海道警察本部告示第144号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年北海道警察本部告示第156号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年北海道警察本部告示第140号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表5の規程は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成30年北海道警察本部告示第142号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年北海道警察本部告示第178号）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和4年北海道警察本部告示第245号）

1 この規程は、令和4年5月13日から施行する。

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の停止処分者講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

別表1（第2条関係）

停止処分者講習実施基準
短期講習（四輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		180分
2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査82-3）により実施する。 ○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 本道及び地域の運転者に起因する交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。 (3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。	
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。 (2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。 (2) 安全運転の実践		

	<p>交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。</p> <p>(3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない」運転の励行 ○ 「だろー運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転 		
<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>		
<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p>	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。 	

	<p>(4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(8) 危険な場所等での通行 ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(11) 事故と故障時の措置</p>		
<p>8 事故事例研究に基づく安全運転の方法</p>	<p>身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。</p>	<p>発表（適宜、ディスカッション方式をとる）</p>	
<p>9 運転適性についての診断と指導②</p>	<p>運転適性検査器材の使用による診断と指導 ○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。</p>	<p>個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	<p>120分</p>
<p>10 運転適性についての診断と指導③</p>	<p>(1) 実車時の事故防止 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。</p> <p>(2) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(3) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	<p>実技 ○ 自動車、運転シュミレーター及び視聴覚教材等を使用する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</p>	

11 面接指導	(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 (2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	30分
12 考査	講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。

3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

短期講習（二輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		90分
2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査82-3）により実施する。 ○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 二輪車事故の実態及び特徴 本道及び地域の二輪車による交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。 (3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。	
4 運転者の社	(1) 運転免許の意義	講義	

<p>会的立場</p>	<p>運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。</p> <p>(2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。</p> <p>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。</p>	<p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	
<p>5 安全運転の心構え</p>	<p>(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。</p> <p>(2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。</p> <p>(3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない」運転の励行 ○ 「だろう運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転 		
<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。</p> <p>(5) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p>		<p>90分</p>
<p>7 道路交通法令の知識及び</p>	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、</p>	<p>講義 ○ 視聴覚教材</p>	

<p>安全運転の方法</p>	<p>点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。</p> <p>イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>	<p>等を使用する。</p> <p>○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>	
<p>8 事故事例研究に基づく安全運転の方法</p>	<p>身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。</p>	<p>発表（適宜、ディスカッション方式をとる）</p>	<p>120分</p>
<p>9 運転適性についての診断と指導②</p>	<p>運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。</p>	<p>個別的指導</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	
<p>10 運転適性についての診断と指導③</p>	<p>(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>ア 日常点検 運行前の点検ポイントを説明</p>	<p>実技</p> <p>○ 自動車、運転シュミレーター及び視聴覚教材等を使用する。</p> <p>○ 実習に当た</p>	

	<p>する。</p> <p>イ 乗車姿勢 乗車姿勢の基本を説明する。</p> <p>ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領</p> <p>エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練</p> <p>(2) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	<p>っては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物についても乗車に適した準備をさせて実施する。</p> <p>○ 速度30キロメートル毎時速度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。</p> <p>○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。</p> <p>○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</p>	
11 面接指導	<p>(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</p> <p>(2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</p>	<p>個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）</p>	30分
12 考査	<p>講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。</p>		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーターの操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。

3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

中期講習（四輪運転者用）1日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		90分
2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ペーパーテスト（科警研編運転適性検査73-2）により実施する。	個別的指導	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 本道及び地域の運転者に起因する交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。 (3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。	
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。 (2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。 (2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。 (3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故		

	<p>の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない」運転の励行 ○ 「だろー運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転 		
<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）の危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>		<p>150分</p>
<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し</p>	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。 	

	<p>追越しの危険性及び正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(8) 危険な場所等での通行 ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(11) 事故と故障時の措置</p>		
8 運転適性についての診断と指導②	<p>運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。</p>	<p>個別的指導</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	60分
9 事故事例研究に基づく安全運転の方法	<p>身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。</p>	<p>発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）</p>	60分

中期講習（四輪運転者用）2日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	<p>(1) 受講者の点呼</p> <p>(2) 講師の自己紹介</p> <p>(3) 講習教本等の配布</p> <p>(4) 講習概要の説明</p> <p>(5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。</p>		30分
2 運転適性についての診断と指導③	<p>筆記による運転適性検査結果に基づく診断と指導</p> <p>○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。</p>	<p>個別的指導</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	
3 運転適性についての診断と指導④	<p>(1) 実車時の事故防止 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。</p> <p>(2) 実車による診断と指導</p>	<p>実技</p> <p>○ 自動車、運転シュミレーター及び視聴覚教材等を使</p>	120分

	<p>実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(3) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	用する。	
4 面接指導	<p>(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</p> <p>(2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</p>	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	60分
5 考査	講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーターの操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。
- 3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

中期講習（二輪運転者用）1日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	<p>(1) 受講者の点呼</p> <p>(2) 講師の自己紹介</p> <p>(3) 講習教本等の配布</p> <p>(4) 講習概要の説明</p> <p>(5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。</p>		240分
2 運転適性についての診断と指導①	<p>筆記による運転適性検査の実施</p> <p>○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査73-2）により実施する。</p>	個別的指導	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。</p> <p>(2) 二輪車事故の実態及び特徴 本道及び地域の二輪車による交通事故の発生状況、原因、特徴的</p>	<p>講義</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p> <p>○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事</p>	

	<p>傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。</p> <p>(3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。</p>	<p>実によって実感として感得させる。</p>
4 運転者の社会的立場	<p>(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。</p> <p>(2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。</p> <p>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。</p>	<p>講義</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>
5 安全運転の心構え	<p>(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。</p> <p>(2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。</p> <p>(3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <p>○ 注意力の集中</p> <p>○ ゆずり合いの気持ちの保持</p> <p>○ 「かもしれない」運転の励行</p> <p>○ 「だろー運転」は交通事故の原因</p> <p>○ 良好な心身の状態の保持</p> <p>○ 運転技能を過信しない運転</p>	
6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。</p>	

	(5) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。		
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。 イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。 	
8 運転適性についての診断と指導②	<p>運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。 	<p>個別的指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 	60分
9 事故事例研究に基づく安全運転の方法	<p>身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。</p>	<p>発表（適宜、ディスカッション方式をとる）</p>	60分

中期講習（二輪運転者用）2日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		30分
2 運転適性についての診断と指導③	筆記による運転適性検査に基づく診断と指導 ○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 運転適性についての診断と指導④	(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ア 日常点検 運行前の点検ポイントを説明する。 イ 乗車姿勢 乗車姿勢の基本を説明する。 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	実技 ○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び視聴覚教材等を使用する。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物についても乗車に適した準備をさせて実施する。 ○ 速度30キロメートル毎時速度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たっては、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者に	120分

		ついて実施する。	
4 面接指導	(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 (2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	60分
5 考査	講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。

3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

長期講習（四輪運転者用）1日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		90分 90分
2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査73-2）により実施する。	個別的指導	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 本道及び地域の運転者に起因する交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。 (3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。	
4 運転者の社	(1) 運転免許の意義	講義	

<p>会的立場</p>	<p>運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。</p> <p>(2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。</p> <p>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。</p>	<p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	
<p>5 安全運転の心構え</p>	<p>(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。</p> <p>(2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。</p> <p>(3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない」運転の励行 ○ 「だろう運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転 		
<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）の危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>		<p>150分 30分</p>
<p>7 道路交通法</p>	<p>(1) 日常点検要領</p>	<p>講義</p>	

<p>令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>日常点検要領の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本</p> <p>ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。</p> <p>イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。</p> <p>ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(8) 危険な場所等での通行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。 <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(11) 事故と故障時の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。 	
<p>8 講習対象者別に必要な安全運転の知識</p>	<p>(速度学級の場合)</p> <p>速度の危険性の自覚</p> <p>ア 反応時間と走行距離</p> <p>イ 速度と視覚</p> <p>ウ 速度とブレーキ</p> <p>エ 速度とハンドル</p> <p>速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明を行い、速</p>	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 	<p>120分</p>

	<p>度の危険性について理解させる。 (事故・飲酒学級の場合)</p> <p>(1) 危険の発生防止と防衛運転 危険の積極的排除、危険と事故の関係について説明する。</p> <p>(2) 日常生活と安全運転 ゆとりのある運転及び道路交通の状況にあった運転について説明する。</p> <p>(3) 飲酒運転の危険性の自覚 ア AUDITと飲酒・運転の目標の設定 イ アルコールの身体に及ぼす影響 ウ アルコールの影響と運転 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。</p> <p>(若年者学級の場合)</p> <p>(1) 交通規範知識の醸成 ○ 交通事故や違反行為がもたらす不幸な結果について事例等により説明し、ルール無視は最終的に自分の身に振りかぶってくることを自覚させる。 ○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。</p> <p>(2) 危険予測・事故回避運転の励行 若年運転者による事故事例を用いて、限界を超えた速度の恐ろしさ無理な追越しの危険性を説明し、危険予測、事故回避の運転法を理解させる。</p>		
9 事故事例研究に基づく安全運転の方法	身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	発表（適宜、ディスカッション方式をとる）	120分 120分

長期講習（四輪運転者用）2日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明		90分 90分
2 運転適性についての診断と指導②	(1) 筆記による運転適性検査結果に基づく診断と指導 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	

	(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器、CRT運転適性検査器等）を使用して実施する。		
3 運転適性についての診断と指導③	(1) 実車時の事故防止 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 (2) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 (3) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	実技 ○ 自動車、運転シュミレーター及び視聴覚教材等を使用する。	150分 150分
4 面接指導	(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 (2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	90分 90分
5 考査	講習内容の修得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。		30分 30分

備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内に数字は速度学級、事故・飲酒学級、若年者学級の講習時間を示す。

2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

3 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーターの操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。

4 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

長期講習（二輪運転者用）1日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		240分
2 運転適性に	筆記による運転適性検査の実施	個別的指導	

<p>についての診断と指導①</p>	<p>○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査73-2）により実施する。</p>	
<p>3 道路交通の現状と交通事故の実態</p>	<p>(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。</p> <p>(2) 二輪車事故の実態及び特徴 本道及び地域の二輪車による交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事件事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。</p> <p>(3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。</p>	<p>講義</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p> <p>○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。</p>
<p>4 運転者の社会的立場</p>	<p>(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。</p> <p>(2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。</p> <p>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。</p>	<p>講義</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>
<p>5 安全運転の心構え</p>	<p>(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。</p> <p>(2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。</p> <p>(3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <p>○ 注意力の集中</p> <p>○ ゆずり合いの気持ちの保持</p> <p>○ 「かもしれない」運転の励行</p> <p>○ 「だろー運転」は交通事故の原因</p> <p>○ 良好な心身の状態の保持</p> <p>○ 運転技能を過信しない運転</p>	
<p>6 安全運転の</p>	<p>(1) 二輪車の特性</p>	

<p>基礎知識</p>	<p>不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。</p> <p>(5) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p>	
<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。 イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。

8 事故事例研究に基づく安全運転の方法	身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	発表（適宜、ディスカッション方式をとる）	120分
---------------------	-------------------------------------------------------	----------------------	------

長期講習（二輪運転者用）2日目

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		90分
2 運転適性についての診断と指導②	(1) 筆記による運転適性検査結果に基づく診断と指導 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査、CRT運転適性検査器等）を使用して実施する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 運転適性についての診断と指導③	(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ア 日常点検 運行前の点検ポイントを説明する。 イ 乗車姿勢 乗車姿勢の基本を説明する。 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	実技 ○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び視聴覚教材等を使用する。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物についても乗車に適した準備をさせて実施する。 ○ 速度30キロメートル毎時速度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たっては、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び	150分

		方についても指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	
4 面接指導	(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 (2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	90分
5 考査	講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事件事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーターの操作による診断と指導」を行う場合には、「事件事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。
- 3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

別表2（第2条関係）

四輪車コースの設定の基準と診断の着眼点

実施場所	時 間 等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
場内 コース	○ 長期講習 ・所要時間 40分 ・走行距離 おおむね4～5km	1 外周、外回り 2 外周、内回り	○ 速度の加減速の状況 ○ 交差道路への対応
	○ 中期講習 ・所要時間 30分 ・走行距離 おおむね3km	3 クランクS字 4 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	○ ハンドルさばき、減速調整 ○ 飛び出しに対する警戒状況
	○ 短期講習 ・所要時間 10分 ・走行距離 おおむね1km		

- 注 1 所要時間、走行距離は、受講者1人当たりの基準を示す。
 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導時間（1人当たり10分程度）を除いたものである。
 なお、所要時間は、指導の時間を含めるものとする。

別表3（第2条関係）

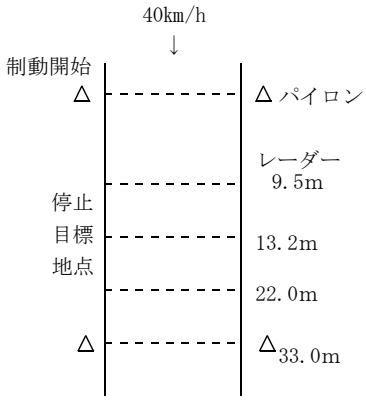
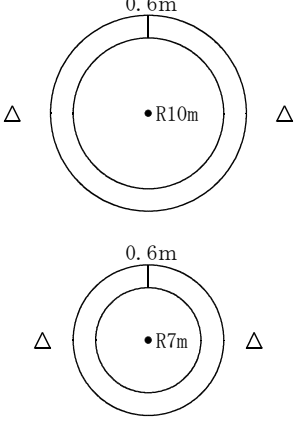
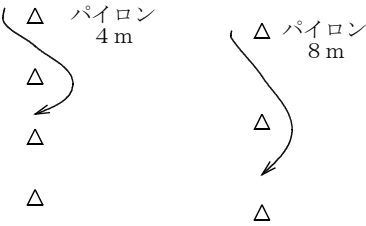
二輪車コースの設定の基準と診断の着眼点

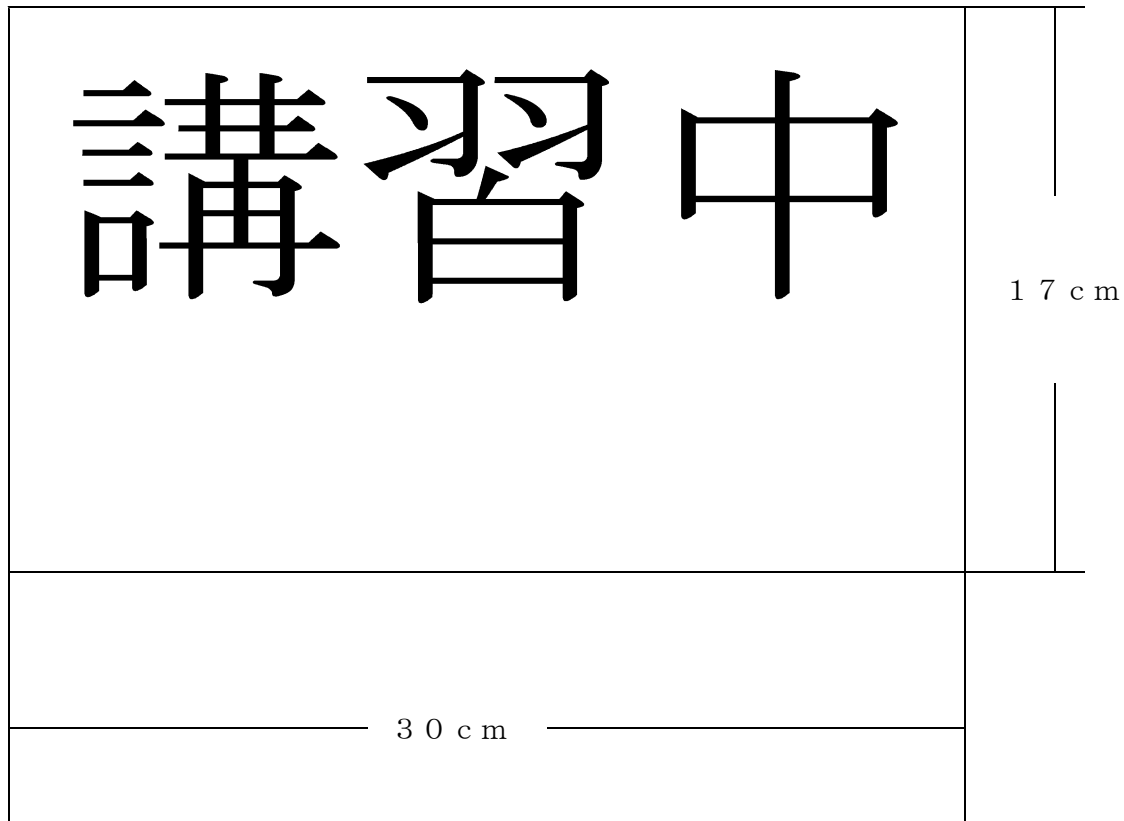
実施場所	時 間 等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
場内 コース	○ 長期講習 ・所要時間 40分 ・おおむね 1～4を含むこと。	1 慣熟走行 2 目標制動	○ 正しい運転姿勢、基本走行 ○ ブレーキ操作と制動距離
	○ 中期講習 ・所要時間 30分 ・おおむね 1～4を含むこと。	3 コーナリング 4 スラローム	○ カーブでの進路保持と速度調整 ○ ハンドル操作と速度調整
	○ 短期講習 ・所要時間 10分 ・おおむね 1～4から2科程度		

- 注 1 所要時間、走行距離は、受講者1人当たりの基準を示す。
 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導時間（1人当たり10分程度）を除いたものである。
 なお、所要時間は、指導の時間を含めるものとする。

別表4 (第2条関係)

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導のねらい
1 慣熟走行		<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の技能レベルと問題走行を見極める。
2 目標制動		<ul style="list-style-type: none"> ○ 理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。 ○ バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。
3 コーナーリング		<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持の難しさを認識させる。 ○ 曲率と自分の限界速度を自覚させる。
4 スラローム		<ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンの短いコースでは、車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○ わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアできないことを認識させる。



- 注1 金属、木、その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
- 2 文字の色彩は黒色、字の色彩は白色とする。
- 3 「講習中」の文字の大きさは、縦、横8.0センチメートルとし、文字の線の太さは、1.0センチメートルとする。
- 4 二輪車、原付車については、縮小して用いることができる。

別記様式第2号（第9条関係）

考 査 答 案 用 紙

（ 年 月 日実施）

考査種別 考 査 再考査

処 分 執 行 警 察 署 名 警 察 署	受 講 者 番 号 第 番	考 査 問 題 番 号 第 番
--------------------------	------------------	--------------------

ふりがな 氏 名	
-------------	--

得 点 点

番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
正																					
誤																					

番 号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
正																		
誤																		

番 号	39			40		
	A	B	C	A	B	C
正						
誤						

注 規格は、A列4番横長とする。

考査答案用紙
(問題番号:)

得点

(年 月 日実施 短期・中期・長期)

点

処分執行警察署名	考査種別○で囲む	受験番号	ふりがな	
警察署	考査 ----- 再考査		氏名	

【記入上のご注意】

1. 解答用紙は折り曲げたり、汚したりしないでください。
2. マークは黒の鉛筆で濃くマークしてください。
消すときは、跡が残らないようにきれいに消してください。
3. 解答は1問につき1つです。2つにマークすると得点になりません。

【記入例】

良い例



悪い例



署 コ ー ド	十	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	一	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
受 験 番 号	百	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	十	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	一	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

考査の解答

問 1	正	誤	問 1 1	正	誤	問 2 1	正	誤	問 3 1	正	誤	問 3 9	A	正	誤
問 2	正	誤	問 1 2	正	誤	問 2 2	正	誤	問 3 2	正	誤		B	正	誤
問 3	正	誤	問 1 3	正	誤	問 2 3	正	誤	問 3 3	正	誤		C	正	誤
問 4	正	誤	問 1 4	正	誤	問 2 4	正	誤	問 3 4	正	誤	問 4 0	A	正	誤
問 5	正	誤	問 1 5	正	誤	問 2 5	正	誤	問 3 5	正	誤		B	正	誤
問 6	正	誤	問 1 6	正	誤	問 2 6	正	誤	問 3 6	正	誤		C	正	誤
問 7	正	誤	問 1 7	正	誤	問 2 7	正	誤	問 3 7	正	誤				
問 8	正	誤	問 1 8	正	誤	問 2 8	正	誤	問 3 8	正	誤				
問 9	正	誤	問 1 9	正	誤	問 2 9	正	誤							
問 1 0	正	誤	問 2 0	正	誤	問 3 0	正	誤							

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号（第12条関係）

停止処分者講習実施計画書

年 月 日

公安委員会殿

受託者（管理者）
所在地
氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章の規程による停止処分者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。

（講習）

実施期間		実施場所 (講習会場名)	講習体制			備考
月別	回数		指導員数	補助者数	講習車両(台)	
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計						

- 注1 講習の区分ごとに別葉とすること。
 2 実施計画は、年間計画とする。
 3 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第4号（第12条関係）

停止処分者講習実施細目計画書（ 月分）

年 月 日

公安委員会殿

受託者（管理者）
所在地
氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章の規定による停止処分者講習を次のとおり実施することとしたので、
計画書を提出します。
（講習）

実施月日		実施場所 (講習会場名)	講習体制			実施責任者	備考
月	日		指導員数	補助者数	講習車両(台)		

- 注1 講習場所が複数であるとき及び講習の区分ごとに別葉とすること。
 2 実施計画は、年間計画とする。
 3 中期及び長期講習は、1回の講習に2行（第1日目～上、第2日目～下）を使用して記載すること。
 4 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第5号（第13条関係）

停止処分者講習受講者名簿

（ 月 日 短期
中期
長期 講習）

学校名
教室名

本 部
警 察 署

番号	氏 名	執 行 日	処 分 日	考 査 点	再 考 査 点	短 日 縮 数	処 分 最 終 月 日	講 習 申 出 月 日	免 許 証 有 効 期 限	備 考

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第6号（第18条関係）

年 第 月 号 日

北海道警察本部交通部長 殿
(方面本部長)

警察署長

停止処分執行及び受講結果報告書（ 月分）

警察署別	処分執行人員			講習申出人員			受講人員			取消	講習手数料
	短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期		

注 規格は、A列4番横長とする。

停止処分者講習日別結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

受託者（管理者）

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章による停止処分者講習を次のとおり実施したので報告します。

講習会場名（ ）

講習日	講習区分	受講人員	講習指導員	担当内容	備考
月	短期講習	人			
日	中期講習	人			
	長期講習	人			

- 注1 担当内容欄には、指導員が実施した講習内容を簡記すること。
 2 停止処分者講習受講者名簿の写しを添付し報告すること。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第7号（第18条関係）

停止処分者講習結果報告書

年 月 日

公安委員会殿

受託者（管理者）
所在地
氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章の規定による停止処分者講習を次のとおり実施したので、報告書を提出します。
(講習)

実施月日 月 日		実施場所 (講習会場名)	講習体制			実施責任者	備考
			指導員数	補助者数	講習車両(台)		

- 注1 講習場所が複数であるとき及び講習の区分ごとに別葉とすること。
 2 中期及び長期講習は、1回の講習に2行（第1日目～上、第2日目～下）を使用して記載すること。
 3 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第10号（第18条関係）

考 査 成 績 報 告 書

（ 月分）

受託者名

講習区分	A（85%以上）		B（70%以上）		C（50%以上）		再 考 査		計
	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	
短 期									
中 期									
長 期									

注 規格は、A列4番横長とする。

停止処分者講習運転適性診断実施状況報告書

講習区分	受講人員 (A)	実施区分	実施回数	実施人員 (B)	実施率 (B/A)
短期講習					
中期講習					
長期講習					

注1 様式には、講習実施基準に定める運転適性についての診断と指導のうち、運転適性検査器材の使用による診断、実車による診断及び運転シミュレーター操作による診断の実施状況を記載すること。

2 実施区分欄には、運転適性についての診断に使用した運転適性検査器材の種別並びに実車及び運転シミュレーターの種別（四輪・二輪・原付）をそれぞれ記載すること。この場合において、運転シミュレーターに替えて模擬運転装置を使用したときは、その旨を記載すること。

3 実施回数は、班又はグループ単位に実施した回数とする。

4 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第12号（第18条関係）

停止処分者講習運転適性診断実施結果報告書（ 月分）

（ 講習）

受託者名

実施区分	実施結果	判定値 4 以上		判定値 3		判定値 2 以下		70%以上		70%未満		計
		人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	人 員	構成率	
運転適性検査器材・運転シミュレーター診断												
筆記診断（－）												

- 注 1 講習区分ごとに別葉とすること。
 2 様式には、講習実施基準に定める運転適性についての診断と指導のうち、運転適性検査器材の使用による診断、運転シミュレーター操作による診断及び筆記による診断の実施結果を記載すること。
 3 運転適性検査器材、運転シミュレーター診断欄には、運転適性についての診断に使用した運転適性検査器材の種類及び運転シミュレーターの種別（四輪・二輪・原付）をそれぞれ記載すること。この場合において、運転シミュレーターに替えて模擬運転装置を使用したときは、その旨を記載すること。
 4 規格は、A列4番横長とする。

（表）
停止処分者講習業務日誌

実施日 年 月 日

（ 学校・教室）

講習時間	自	時	分	講習区分	担当指導員名
	_____学級	至	_____時		

ブロック 警察署別	受講 人員	欠講 人員	学科 考査成績別の人員				備考
			A	B	C	再考査	
計							

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

違反別	飲酒	速度	他違反	事故	再犯	計
人員						

適性検査	5	4	3	2	1	計	担当	補助
人員								

CRT検査	4以上	3	2以下	計	担当	補助
人員						

実車指導

担当									計
人員									

DC検査	担当	補助
人員		

DS(RS)検査	担当	補助
人員		

夜間視力検査	担当
人員	

動体視力検査	担当
人員	

変則受講者	警察署別	1日目講習指定日	2日目講習指定日	受講者氏名	考查成績	摘要
		/	/			
		/	/			
		/	/			
		/	/			

備考	

